

消費生活 サポーター 通信

平成30年度
第3号



今月のテーマ

「還付金があります」 に注意！



事例

市役所職員を名乗り「**介護保険料の還付**の書類を送りましたが見ましたか？2万円の**還付金**を受け取るには本日中に手続きが必要です。後ほど〇〇銀行から電話させます」と電話があった。不審に思い電話を切った。(70代 男性)

アドバイス

公的機関の職員のふりをして、「**保険料、医療費の払い戻しがある**」などと言って、受け取りのため**ATM**に行くよう誘導し、振り込みをさせようとする**還付金詐欺**に関する相談が、依然として県内の消費生活センターに多く寄せられています。



「**お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMへ**」
という電話は**還付金詐欺**です！

- ・公的機関が、ATMを使って還付金を払い戻すことは絶対にありません。
- ・すぐに電話を切って、消費生活センターや警察にご相談ください。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター **017-722-3343** (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)